

しっとく 知っ得♡消費生活ニュース

インターネット
通販

詐欺的な定期購入商法の規制強化！

『最終確認画面』が正しく表示されていない場合は、

取り消すことができます！



「初回500円で購入できる」という化粧品のネット広告を見て1回だけと思い注文したら、2回目以降が高額な定期購入契約だった」など、ネット通販での定期購入トラブルが増加しています。

6月1日から「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化され、ネット通販業者は、消費者が通販サイトで注文を確定する「最終確認画面」で、契約内容（分量、価格、支払いの時期や方法、商品等の引渡し時期、申込期間、申込の解除の方法など）について、消費者が明確に認識できるように表示することが義務付けられました。

最終確認画面が表示されなかったり、事実と違う説明や消費者を誤認させるような表示によって申し込んだ場合、消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。



「最終確認画面」のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 継続期間や購入回数が決めていませんか？
- 支払い総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段は確認しましたか？
- 解約・返品可否や、解約・返品できる場合の条件(返品特約)を確認しましたか？
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 『最終確認画面』をスクリーンショット等で保存しましたか？

※未成年者の場合は以下の点も確認しましょう。

- 「法廷代理人の同意を得ている」のチェック欄は、同意を得てチェックしましたか？
- 年齢や生年月日を正確に入力して申し込んでいますか？



飲み物に含まれている カフェインに気を付けて

市販の飲料等を飲む機会が増えていますが、お茶やコーヒー飲料等でカフェインを摂り過ぎると、体調を崩すことがあります。中には、救急搬送され、医師から急性カフェイン中毒と診断された事例もあります。飲料の摂取は、以下の点に気を付けましょう。



- ★カフェインは、コーヒーだけでなく、お茶、紅茶、一部の炭酸飲料、エナジードリンクなどにも含まれています。
- ★カフェインに対する感受性は個人差があり、過剰に摂取すると、めまい、動悸、震え、下痢、吐き気などの症状が起こることがあります。子供や妊婦は特に注意が必要です。
- ★市販の飲料にはカフェイン含有量の表示義務がなく、意図せずに多くのカフェインを摂取してしまう可能性があります。
- ★商品にカフェイン含有量が表示されていなくても、販売者のウェブサイトを確認できることがあります。気になる場合は販売者に問い合わせてみましょう。

お知らせ

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (8月・9月分／中部会場)

弁護士、司法書士による無料の面接相談です。秘密は厳守しますので安心してご相談ください。
(※事前の予約が必要です)

開催日：8月19日(金)
時間：午後1時半～午後3時
場所：倉吉交流プラザ 2F
第1・第2研修室

開催日：9月16日(金)
時間：午後1時半～午後3時
場所：倉吉交流プラザ 2F
第1・第2研修室

【申込み・問合せ先】中部消費生活センター

中部消費生活センター ☎0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分
月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時
(電話相談のみ)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

